

災害時に 地域の命を救う

問合せ 危機管理課 (☎983-2650)



▲自主防災組織リーダー研修会(中郷西中)

市内では、自治会ごとに自主防災組織が設置されています。大規模災害時には、自主防災組織を中心に住民一人一人がお互いに助け合うことが、地域の命を救う大きな力となります。

自主防災組織での活動

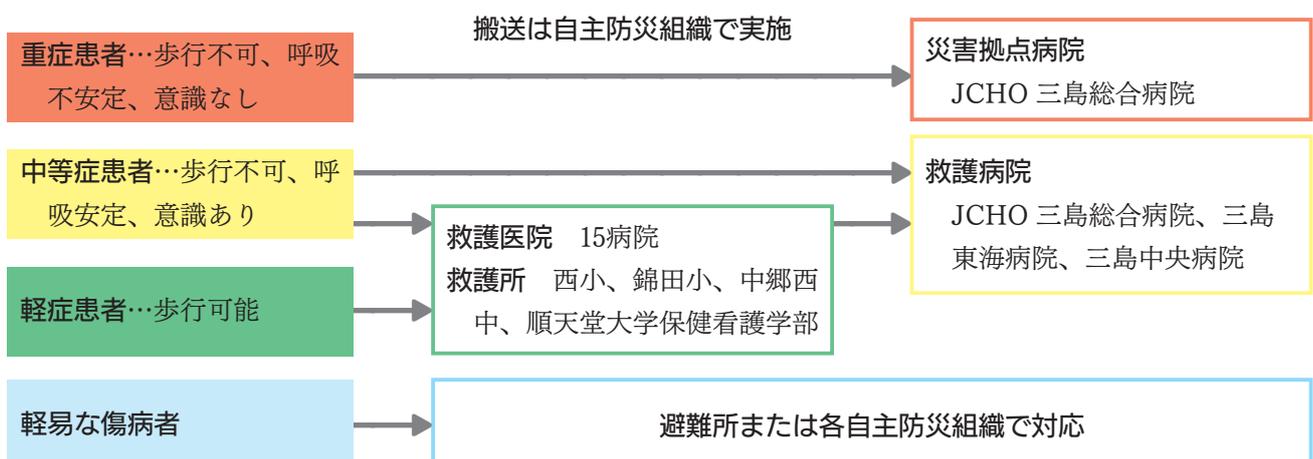
災害発生直後を想定した訓練を実施しよう

- 初期消火活動 消火器、バケツリレー、消火栓などを使用した消火訓練
- 住民の安否確認 安否確認訓練(黄色いハンカチ作戦など)
- 避難誘導 避難行動要支援者(高齢者、障がい者など)の避難誘導訓練
- 救出・救助活動 バール・ジャッキなどの使用方法の確認
- 医療救護活動 身近な物や三角巾を使用した応急手当、担架搬送
- 地域内の被害情報収集 地域の被害を自主防災組織の本部へ情報集約する訓練

自分の自主防災組織をチェックしてみよう☑

- 災害時の自主防災本部を知っている
- 防災倉庫の位置や何が入っているかを知っている
- 自主防災組織が保有する消火器の位置を知っている
- 自主防災組織の各班の役割を知っている

救護活動の流れ～震度6弱以上の医療体制～



災害時にけがをしたら

災害時、病院への搬送は、家族や自主防災組織で行うことになります。搬送先の病院や救護所を確認しておきましょう。

●救護医院一覧

- 旧市内地区 鈴木整形外科医院、三島メディカルセンター、山口医院、川崎内科医院、がくとう整形外科クリニック、辻林内科
- 北上地区 芹沢病院、とくら山口医院、渡辺整形外科
- 中郷地区 後藤外科胃腸科医院、三愛医院、高野内科循環器科クリニック、川島胃腸科外科クリニック、斉藤医院、三島共立病院

よくある質問

- Q. 近くに開業医があるので、災害時にけが人を連れて行っても診察してもらえますか？
- A. 震度6弱以上の地震などが発生すると、一般の病院は原則的に休院することとなり、医師は救護医院や救護所などに集合し、災害医療活動を行うことになっています。けがの程度に応じた指定の病院などに搬送してください。

避難行動要支援者を知っていますか

大規模災害では、近隣住民同士の助け合いが最も有効です。市では、災害時に自力で避難することが困難で、家族の支援を受けることができず、家族以外の第三者による避難支援を必要とする人（避難行動要支援者）の名簿の整備を進めています。

「避難行動要支援者」の対象となる人

在宅で生活し以下のいずれかに該当する人

- ①要介護認定3～5
- ②身体障害者手帳1～2級
- ③精神障害保健福祉手帳1～2級
- ④療育手帳A判定
- ⑤難病患者
- ⑥80歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯
- ⑦自治会が支援の必要があると認めた人

名簿の内容

- ①氏名②生年月日③住所④性別⑤電話番号⑥自治会・町内会名⑦組・班⑧避難支援が必要となる対象区分など

名簿の活用の仕方

避難の際に、避難行動要支援者ができる限り支援を受けるため、市が平常時から名簿を次の人へ提供しています。※情報提供について同意した人の情報のみ

▶避難支援等関係者：地元自治会、町内会、民生委員、消防機関、避難支援者（隣近所で支援をする人）など

災害に備えて情報提供にご協力ください

名簿に基づく支援体制づくりは、地域ぐるみの活動として取り組まれます。大規模災害では、誰もが被災者となる可能性があります。その地域の住民同士が互いに助け合うために、避難行動要支援者名簿は必要です。情報の提供は、命を守るための第一歩です。

災害時には命を守ることが最優先であり、平常時からの備えが大切です。同意していない人には、後日、市役所から同意確認の通知を送付します。内容をご理解の上、ご協力をお願いします。

問合せ 福祉総務課（☎983-2610）



地震対策に住宅関連助成をご利用ください

家屋の倒壊を防ぎ、大切な家族の命を守るためには、建物の耐震性を強化することが必要不可欠です。耐震性を考えている場合には、ぜひ相談してください。

※補助制度については**事前の申請**が必要です。対象工事など、詳しくは建築住宅課へお問い合わせください。工事着手後の申請はできません。

木造住宅の耐震補強支援

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅は、現在の基準と比較すると耐震性が低いため、特に耐震化が必要です。無料の耐震診断が受けられ、倒壊の危険性がある場合には、補強工事に対する補助制度があります。

住宅リフォーム事業費補助金

住宅の耐久性や安全性を高めることなどを目的としたリフォーム工事を、市内施工業者に発注する場合には、10万円を限度（補助率1/10）に補助します。※木造住宅耐震補強助成事業と併せて実施するリフォーム工事については限度額15万円（補助率1.5/10）

ブロック塀等耐震改修補助事業

地震発生時に倒壊し、人々に被害を与える危険性のある、道路に面するブロック塀などを撤去する経費について18万円（1敷地あたり）を限度に補助します。また、地域防災計画で設定されている緊急輸送路、避難路または避難地などに面するブロック塀などを、安全なものに改善する場合には、25万円（1敷地あたり）を限度に補助します。

耐震シェルター整備事業

65歳以上の人のみが居住する住宅や、身体に障がいがある人（障がい程度1級、2級）などが居住する住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の1階部分に耐震シェルターを設置する場合には、12万5千円を限度（補助率1/2）に補助します。

問合せ 建築住宅課（☎983-2644）